

第1回 佐世保市教育振興基本計画(第4期) 策定検討委員会

日 時 令和5年9月25日(月)

18時30分～20時30分

場 所 総合教育センター 3階中研修室3

【会次第】

- ① 開 会
- ② 委嘱状及び人事発令通知書交付
- ③ 教育長あいさつ
- ④ 委員紹介
- ⑤ 委員長、副委員長選出
- ⑥ 委員長、副委員長あいさつ
- ⑦ 諮 問
- ⑧ 議 事
 - (1) 事務局説明
 - ・資料の確認
 - ・佐世保市教育振興基本計画策定の必要性について
 - ・諮問の概要について
 - ・策定検討委員会のスケジュールについて
 - ・教育大綱の改定について
 - ・教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて
 - (2) 意見交換
- ⑨ 事務局からの連絡事項
- ⑩ 閉 会

【配布資料】

- 資料1 佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会委員名簿
- 資料2 教育振興基本計画策定の必要性について
- 資料3 諮問の概要について
- 資料4 策定検討委員会のスケジュールについて
- 資料5 教育大綱の改定について
- 資料6 教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて

佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会 委員名簿

(敬称略)

| No | 区分 | 所属団体 | 推薦者氏名 | |
|----|----------------|--------------------|-------|--------|
| 1 | 学識経験者 | 長崎国際大学 | 副学長 | 木村 勝彦 |
| 2 | 学識経験者 | 佐世保市教育会 | 会長 | 古賀 良一 |
| 3 | 学識経験者 | 佐世保文化協会 | | 下田 秀枝 |
| 4 | 学識経験者 | 公益財団法人 佐世保市スポーツ協会 | 専務理事 | 吉田 秀雄 |
| 5 | 学識経験者 | 佐世保市レクリエーション協会 | 会長 | 原口 孟士 |
| 6 | 学識経験者 | 一般社団法人 佐世保市医師会 | | 金氏 正弘 |
| 7 | 学識経験者 | 長崎県北心理士会 | 会長 | 吉田 直樹 |
| 8 | 学識経験者 | 一般社団法人 佐世保青年会議所 | 理事長 | 馬郡 涉 |
| 9 | 学識経験者 | 佐世保市文化財審査委員会 | 副委員長 | 萩原 博文 |
| 10 | 学識経験者 | 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 | 会長 | 久保田 直樹 |
| 11 | 小・中学校 保護者代表 | 佐世保市PTA連合会 | 会長 | 知名 睦人 |
| 12 | 小学校関係者 | 佐世保市小学校長会 | 会長 | 迎 和人 |
| 13 | 中学校関係者 | 佐世保市中学校長会 | 会長 | 中野 一史 |
| 14 | 幼稚園 保護者代表 | 佐世保私立幼稚園協会 | 会長 | 古賀 久貴 |

第 1 回佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）策定検討委員会

教育振興基本計画策定 の必要性について

1

佐世保市教育委員会

教育振興基本計画について

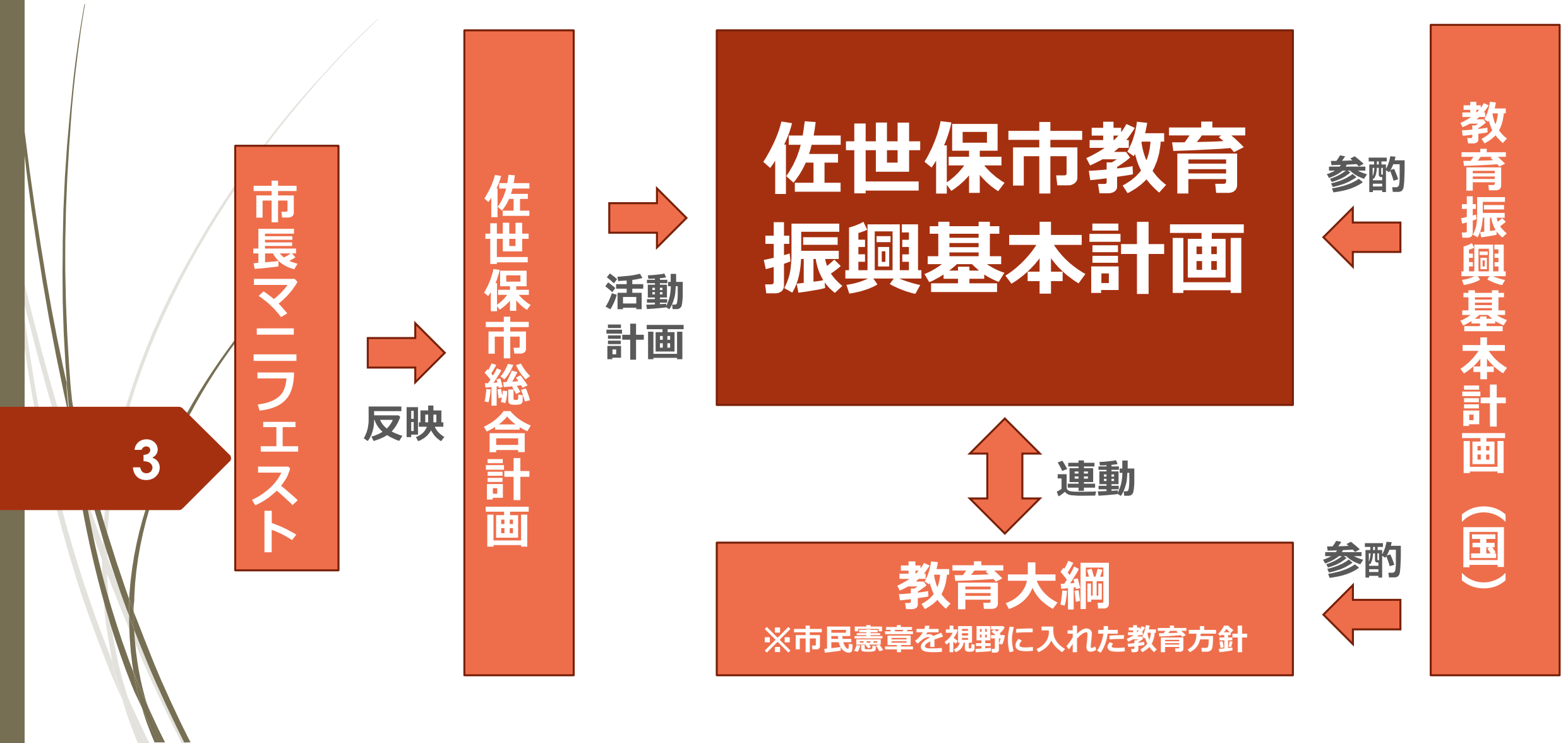
【根拠法】 教育基本法第17条第2項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定め、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

2

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その他地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育振興基本計画の位置づけ

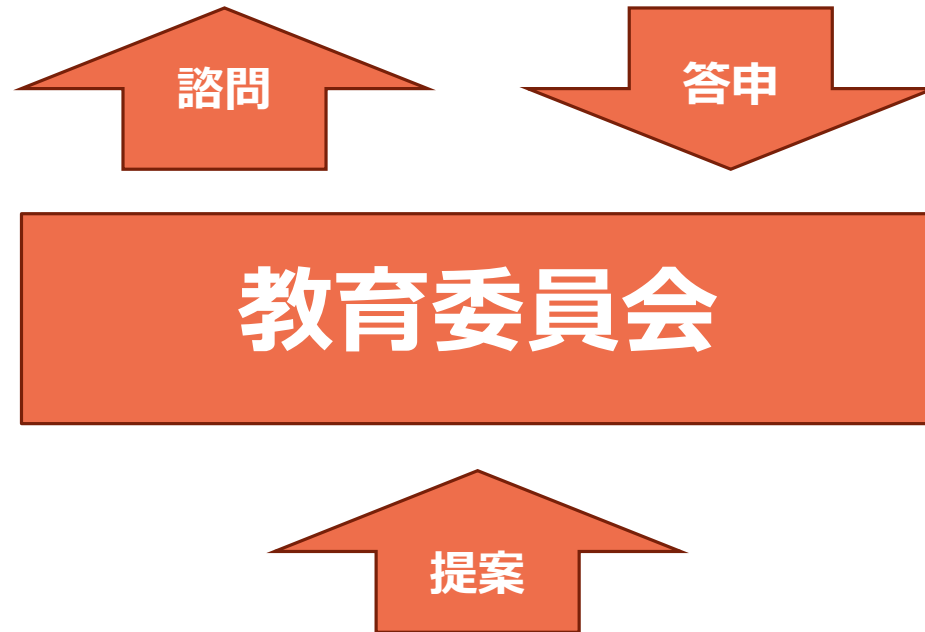


策定検討委員会の位置づけ

佐世保市教育振興基本計画（第4期） 策定検討委員会

反映検討結果として策定検討委員会から答申された計画（案）は、教育委員会での議決を経て決定

4



※社会教育分野
社会教育委員の会



事務局（素案策定）

これまでの策定経過

- 国の教育振興基本計画を参酌するとともに、佐世保市教育大綱で掲げる理念や方向性と連動し、これらと整合性のとれた計画とする

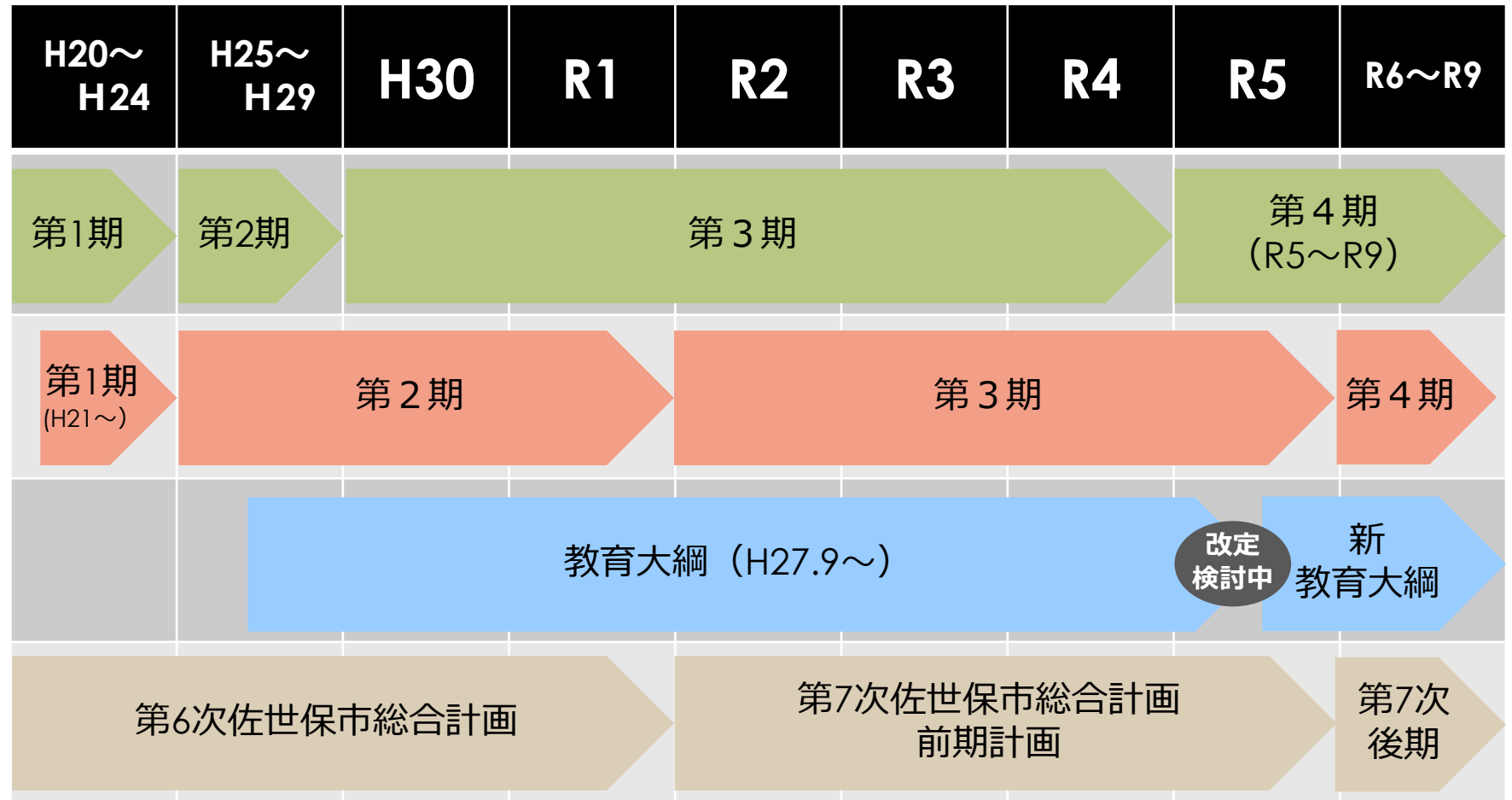
5

(国)
教育振興基本計画

佐世保市
教育振興基本計画

教育大綱

佐世保市
総合計画



佐世保市教育大綱（平成27年9月策定）

佐世保市は、本市が目指すまちづくり及び人づくりの基本的な理念として、市民憲章を定めています。このことを踏まえ、本市教育行政の推進の大綱を次のとおりとします。

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

佐世保市教育方針

佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

努力目標

- 1 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 2 望ましい教育環境の整備・充実
- 3 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 4 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 5 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 6 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 7 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

市民憲章

美しい西海の自然、悠久の歴史、豊かな風土・文化に恵まれた私たち佐世保市民は、世界に開かれたまちの住民として進取の心を持ち、平和と郷土の限りない発展を願って、この憲章を守ることを誇りとします。

1 私たちは、力を合わせ、絆を大切にし明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょう。

1 私たちは、力を合わせ、人に親切にし感謝の心を育てましょう。

1 私たちは、力を合わせ、美しい海や山を守り住みよい環境をつくりましょう。

1 私たちは、力を合わせ、お年寄りを敬い子どもを健やかに育てましょう。

1 私たちは、力を合わせ、安全で安心な街をつくりましょう。

国の教育振興基本計画について

| | | |
|-------|-------------|---|
| 第3期計画 | 対象期間 | 平成30年度～令和4年度 |
| | 基本の方針 | 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する |
| | 教育の目指すべき方向性 | ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する |
| 第4期計画 | 対象期間 | 令和5年度～令和9年度 |
| | 基本の方針 | 持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上 |
| | 教育の目指すべき方向性 | ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 |

第7次佐世保市総合計画について

| | | |
|------------------------------|------------------------|--|
| 第7次 佐世保市 総合計画 | 策定期間 | 令和2年度～令和9年度 ※前期計画 後期計画 |
| | 将来のイメージ | 海風 薫り 世界へはばたく “キラっ都”SASEBO |
| | 目指す都市像 (ひと) | 育み、学び、認め合う「人財」育成都市 |
| | まちづくりの課題 (ひと) | <ul style="list-style-type: none">●少子化の問題や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境の変化●デジタル技術の進化に伴い、社会の大幅な変化が予想される中、新しい時代に対応できる資質や能力の醸成●社会情勢の変化に伴い、支え合いや他者を思いやる意識の希薄化●郷土愛、豊かな心を持った子どもを育てることが必要 |
| | 目指すべき 方向性 (教育分野) | <ol style="list-style-type: none">1 学力及び体力の向上2 豊かな心を育む3 新たな教育の二ーズ (グローバル社会・地域特性・ICT・郷土愛醸成)4 生涯学習・生涯スポーツ環境の充実 |

第1回佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会

諮問の概要について

1

佐世保市教育委員会

教育の潮流について

第3期計画期間において、教育行政を取り巻く社会情勢等は大きく変化

2

- 新型コロナウイルス感染症の拡大
- 教育のデジタル化の急激な展開（GIGAスクール構想）
- 教職員の働き方改革 など

国の教育振興基本計画（基本的方針）

① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

3

▶ 目指すべき将来像を多面的に検討することが必要

佐世保市教育大綱

教育に関わる当事者とは？

※基本理念及び国の基本方針をベースに考えた場合

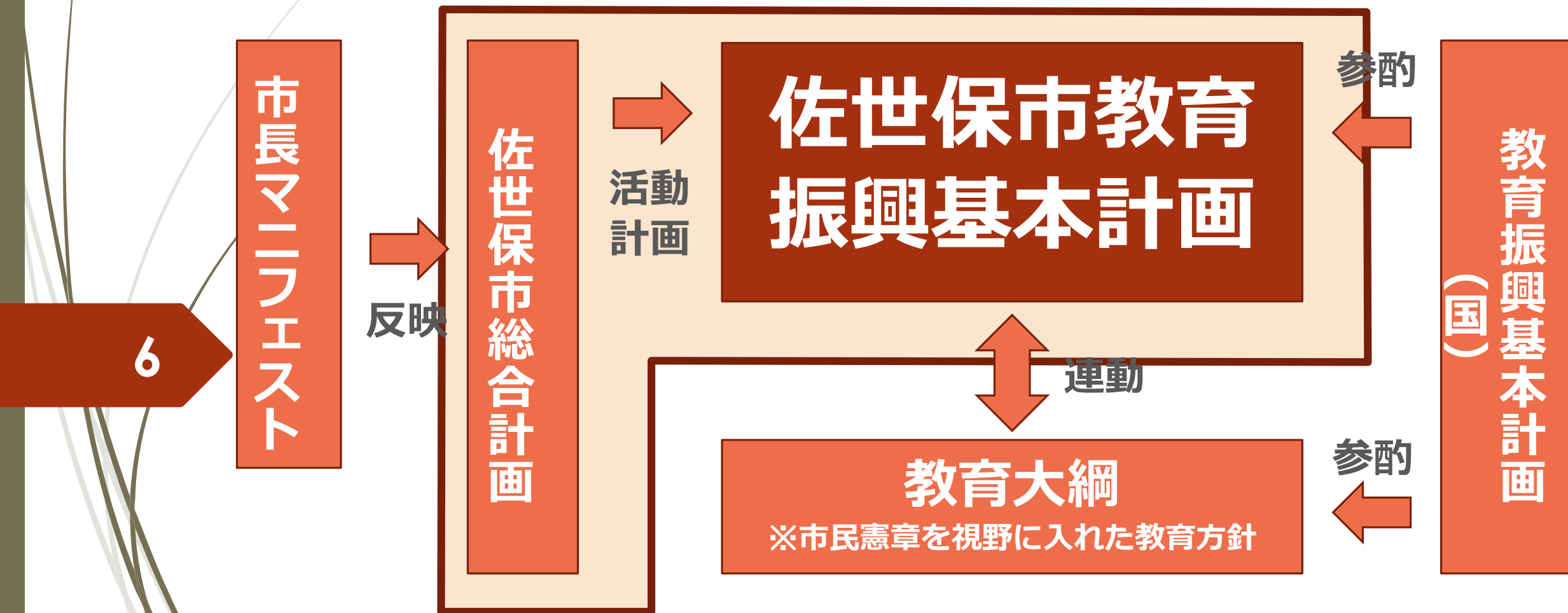
- 子ども ● 学校 ・ 教職員
- 家庭 ・ 地域社会

4 期計画における教育のあり方

教育の潮流を的確に捉え、教育施策のより一層の充実を図っていくとともに、子どもたちの持つ多様性が尊重され、誰もが学びを深め、支えあう社会を実現する

諮問の概要①

【再掲】教育振興基本計画の位置づけ



諮問の概要②

第4期計画の構成（案）について

はじめに

→計画策定の背景や趣旨、計画期間等を記載する

第1章「佐世保市の教育をめぐる現状と課題」

→本市の教育を取り巻く課題を第3期基本計画の「施策」ごとに掘り下げて記載をする

第2章「佐世保市の教育施策」

→「佐世保市教育方針」「努力目標」の解説や、教育委員会の施策体系を図式化する

第3章「佐世保市が取り組む主要施策」

→基本計画の「施策」ごとに現状、課題、対応などを記載する

第4章「教育を推進するための制度の見直し」

第5章「計画の進捗管理」

資料編

諮問の概要③

諮問タイトルについて

策定検討委員会の進め方といたしましては、皆様に対して計画の叩き台をお示しし、それに対する様々なご意見をできる限り反映していくという考え方から、諮問を『「佐世保市教育振興基本計画（第4期）」案の内容について』としたものです。

第 1 回佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）策定検討委員会

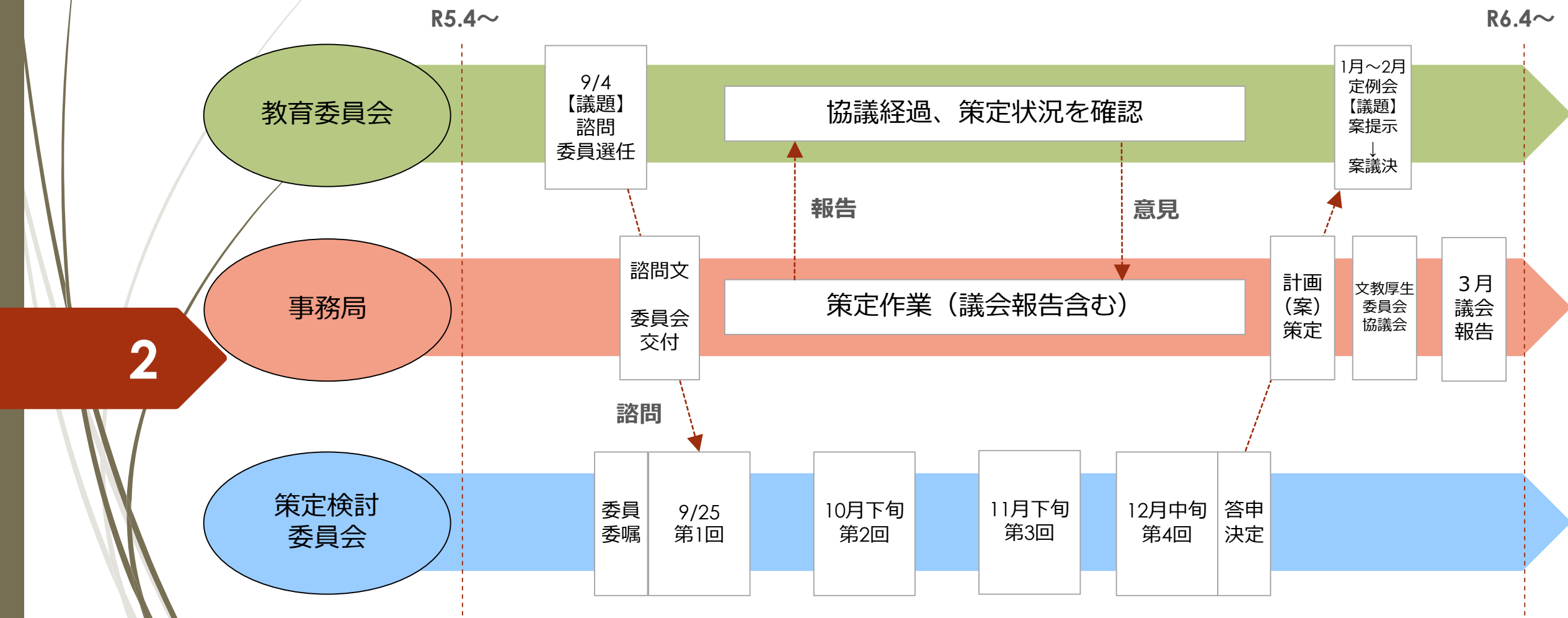
教育振興基本計画策定 スケジュール

1

佐世保市教育委員会

策定スケジュール

- 教育委員会の意見等も踏まえながら策定を進める



第1回佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会

教育大綱の改定について

1. 教育大綱策定根拠

◎地教行法第1条の3

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

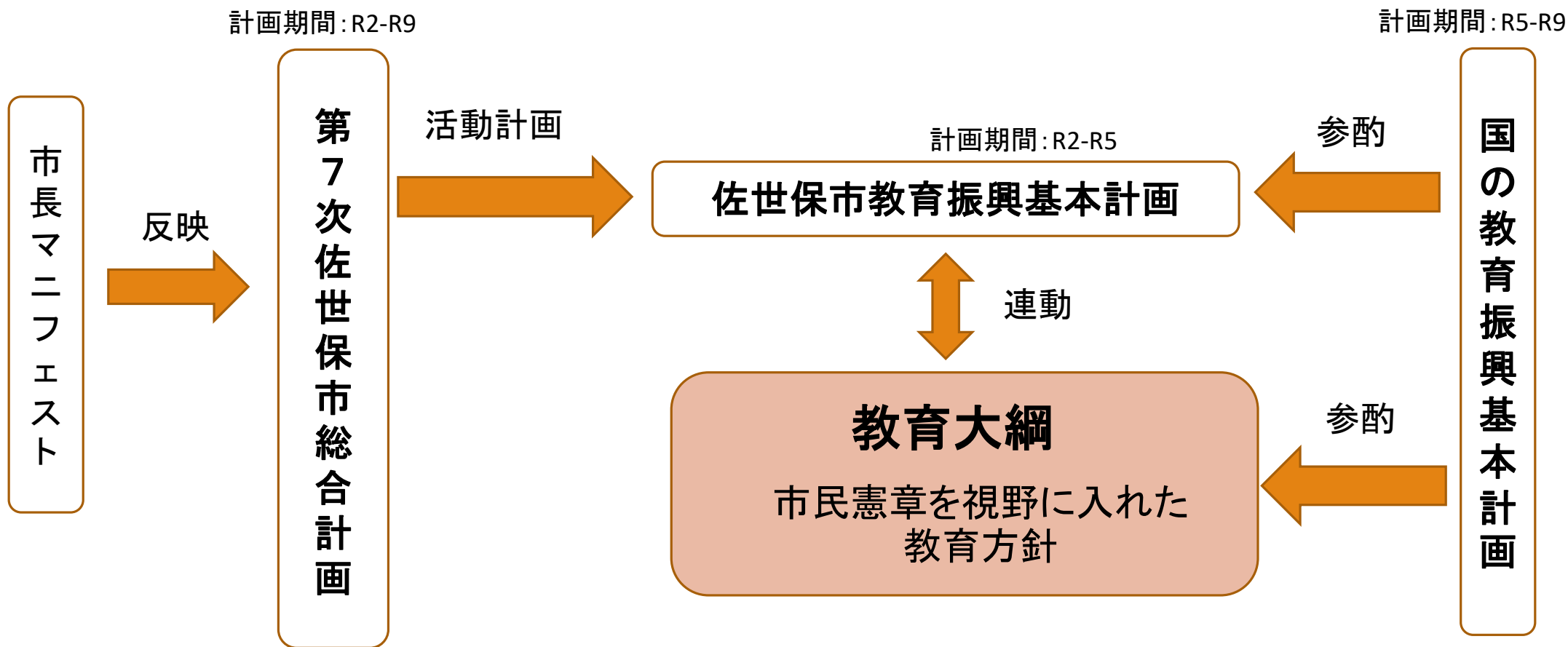
◎教育基本法第17条第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。



国の「新たな教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌

2. 教育大綱の位置付け



3. 佐世保市教育大綱（平成27年9月策定）

佐世保市は、本市が目指すまちづくり 及び人づくりの基本的な理念として、市民憲章を定めています。このことを踏まえ、本市教育行政の推進の大綱を次のとおりとします。

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

現行の佐世保市教育大綱は独自に策定したものではなく、総合教育会議において、佐世保市教育振興基本計画の『教育方針』が教育大綱に該当するものと協議・調整され、策定されたもの。

4. 国の新たな教育振興基本計画(令和5年度～)

教育大綱策定時に参酌する国の新たな教育振興基本計画の 総括的な基本方針

- ① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※今年度策定された国の教育振興基本計画のキーワード

5. 佐世保市教育大綱と国の新たな教育振興基本計画 (総括的な基本方針)の内容について

国の教育振興基本計画における総括的な基本方針

①2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

本市教育大綱

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

国の教育振興基本計画における総括的な基本方針

②日本社会に根差したウェルビーイングの向上

本市教育大綱

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

・現行の本市教育大綱においても、国の新しい教育振興基本計画における総括的な基本方針を一定参酌していると考えられる。

6. 新教育大綱の構成(案)について

- 新しい教育大綱の構成を

『①基本理念＋②基本理念に基づく佐世保市教育行政の目指す姿』とする。

- 現在の教育大綱は市民憲章を踏まえた普遍的な考え方が示されていることから、現在の教育大綱を新教育大綱の『①基本理念』とする。
(※市民憲章が変わらない限り変えない)

- 『②佐世保市教育行政の目指す姿』は、その時点での総合計画及び市教育振興基本計画との整合、国の教育振興基本計画を参酌しながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

7. 佐世保市教育行政の目指す姿とは

教育に関わる当事者とは？

※基本理念及び国の基本方針をベースに考えた場合

●子ども ●学校・教職員

●家庭・地域社会 と考える

令和5年度

第1回佐世保市教育振興基本計画（第4期）策定検討委員会

教育振興基本計画（第3期）の振り返り

佐世保市教育委員会

《第 3 期教育振興基本計画 振り返り資料》

1. 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1) 幼児教育について

【第3期における主な取組事業】

(構成する事務事業)

- 1 公立幼稚園管理運営事業
- 2 幼児教育センター管理運営事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年3月 公立幼稚園(天神幼稚園)閉園

令和4年4月 公立幼稚園給食費公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、さらに、令和5年6月には、経済成長実現と少子化対策を推進するため、「こども未来戦略方針」が発出され、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援」することを目的として掲げられました。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

【課題】

(ア)「幼稚園教育要領」等3法令の改訂では、幼児期から高等学校教育を見通して、子どもの「生きる力」となる資質・能力をじっくりと育てていくことが明確にされました。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園は幼児教育を担う施設としてさらなる保育の質の向上が求められています。このことに加えて、様々な特性をもつ子どもに対応していくために、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育の推進を図っていく必要があります。そのため、幼児教育センターにおいては、社会情勢の変化や本市の現状や課題に応じて研修体制を見直しながら、幼児教育関係者への充実した研修を継続していくことが求められています。

(イ)こどもを産み、育てることに対する価値観・考え方の多様化や、ソーシャルメディア(SNS)等による情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。さらには、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限・生活様式の変化による、乳幼児の生育や発達に及ぼしている影響が懸念されています。このような中で、乳幼児の保護者だけでなく子育て関係者に対して、望ましい情報やニーズに応じた情報を提供するなど、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

(ウ)幼児教育や子育て支援に関して、国や県などの動向を注視しながら本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく必要があります。幼児教育センターでは、研究機関と共に本市の課題に沿った調査・研究を継続し、さらに充実させていくことが求められています。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(2)学力の向上について

【第3期における主な取組事業】

(1)特色ある学校づくりの推進

- ①特色ある学校づくり対策事業
- ②国際理解・交流能力育成事業
- ③体験学習・環境教育充実事業

(2)教職員の資質向上と適切な学習指導

- ①基礎学力・学習意欲向上推進事業
- ②教職員資質向上事業
- ③教育センター事業
- ④障がい児教育推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和4年4月 新たな3学期制実施

金比良小学校・光海中学校をコミュニティ・スクールに指定

江迎小学校・猪調小学校・江迎中学校をコミュニティ・スクールに指定

木風小学校をコミュニティ・スクールに指定

令和5年4月 大塔小学校をコミュニティ・スクールに指定

潮見小学校をコミュニティ・スクールに指定

相浦西小学校大崎分校をコミュニティ・スクールに指定

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

宇久小学校・宇久中学校をコミュニティ・スクールに指定

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・学力向上推進計画に沿った各種取組により、各学校における授業に一定の改善が見え始めているが、本市の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査において全国平均を下回る状況が続いており、さらなる授業改善や教職員の資質向上、家庭への啓発による家庭学習の充実に取り組んでいく必要があります。

【課題】

・学習指導要領の趣旨を実現するため、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立った学習指導の工夫改善が求められています。本市の児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした指導法の改善及び家庭への啓発による家庭学習の充実などに取り組んでいく必要があります。

・よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域の魅力ある教育資源を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」を一層推進していく必要があります。

・1人1台端末をはじめとするICTの有効活用により、児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身に付けさせることを目的としたスマート・スクール・SASEBO構想の確実な推進を図ります。情報活用能力(情報モラルを含む)等の学習の基盤となる資質・能力の育成及び教師のICT活用指導力の向上を図る必要があります。

・特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒、通常学級において特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒が増加しています。将来の自立と社会参加を実現するため、児童生徒の多様な困り感への早期の気づきと個々の発達に応じた指導や支援の一層の充実を図るとともに、切れ目のない支援体制を構築することが課題です。巡回による通級指導教室や自校通級など、実態やニーズに応じた通級指導教室によ

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

る支援体制の充実を図ります。

・グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会において多様な人々と協働しながら主体的に行動できる資質・能力の育成が求められる中、児童生徒には外国語によるコミュニケーション能力の向上とともに多様な文化に触れ、理解し、尊重する態度を育成する必要があります。

・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの拡充や運営の充実を目指す必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(3)豊かな心を育む教育について

【第3期における主な取組事業】

(1)心の教育の推進

①豊かな心をはぐくむ実践事業

(2)生徒指導の充実

①生徒指導充実事業

②教育相談活動事業

③あすなる教室運営(学校適応指導教室)

【主なできごと】

令和2年4月 スクールソーシャルワーカーを2名増員し6名体制へ

令和3年4月 スクールソーシャルワーカーを1名増員し7名体制へ

令和4年4月 教育相談員を1名増員し4名体制へ

令和2年度からサテライトあすなる教室を開設

延べ通級件数 R2 21件、R3 277件、R4 445件

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・継続的な取組により、児童生徒の自己肯定感の高まり等一定の成果もみられます。令和6年度は痛ましい事件が発生して、20年目という節目の年を迎えます。事件を風化させない観点からも、いのちの重みを感じ取り、豊かな心をもった児童生徒の育成に向けて、様々な取組の継続・充実に努める必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

- ・各学校に対して、いじめ防止対策推進法等の正しい理解を促進し、いじめに対する意識の高まりやいじめの正確な認知、早期発見・対策を徹底することが重要です。今後も継続して、未然防止及び早期発見・解決に取り組む必要があります。
- ・本市における不登校児童生徒の出現率は増加の一途をたどり、令和3年度に過去最多となっています。
- ・不登校児童生徒への支援対策として、不登校特例校や夜間中学校等の設置やさらなる支援体制の充実が急がれます。

【課題】

- ・子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人が、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく過ごせる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分へ自信を持たせる必要があります。
- ・子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、どのように高めていくのが課題となります。
- ・不登校等の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率(不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数)は、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、各学校の早期対応や学校適応指導教室との連携、不登校児童生徒が安心して学べる場・環境の提供、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

- ・いじめや不登校等を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、本市子ども未来部、長崎県の佐世保子ども・女性・障害者支援センターなどの関係機関との情報連携及び行動連携が重要となります。
- ・本市における不登校児童生徒数も増加傾向にあり、特に小学生が増加しています。不登校の児童生徒に適切に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校や家庭、関係機関が連携して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行うことが重要です。
- ・課題や困り感を抱える子どもや家庭に対して、教育・福祉の両面にわたり、一体化した継続的かつ伴走型の支援・対応を実現していくことが課題です。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(4)安全・安心な教育環境について

【第3期における主な取組事業】

(1)義務教育における教育環境の整備充実

- ①学校再編推進事業
- ②小・中学校施設整備事業
- ③小・中学校管理運営事業
- ④小・中学校施設維持改修事業

(2)学校給食の推進

- ①学校給食事業
- ②学校給食未納対策事業

(3)保健管理・安全教育の推進

- ①学校保健管理事業
- ②子どもの安全対策事業

【主なできごと】※令和2年4月～

(施設管理・改修)

- 令和3年6月 世知原小学校屋内運動場改築・複合化
- 令和5年3月 日野小学校校舎長寿命化・改築
- 令和5年9月 第1期学校再編計画策定見込

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

令和6年3月 学校トイレ洋式化達成見込(85%)

(学校再編)

地域・保護者及び学校関係者との間で学校再編の合意形成のため以下について取り組みました。

R2年度:「佐世保市学校再編基本方針」策定

R3年度:「新しい学校推進意見交換会」開催

R4年度:「佐世保市学校再編計画」

R5年度:「学校再編を考える会」開催

(学校給食)

令和4年4月 学校給食の公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

(施設管理・改修)

- ・日野小新設校舎の設置トイレサインへの配慮(性の多様性への配慮・検討を求める声)
- ・改正気候変動適応法(R5.4月)に基づく熱中症対策実行計画により避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めることについて検討するよう文科省などより通知があります。
- ・市議会からは以下のとおり問い合わせや要望などがあります。
 - R4.12月定例会:理科・音楽室以外の空調整備について(指摘)
 - R5.3月定例会:ウォシュレット・オストメイト整備について(一般質問)

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(学校給食)

- ・毎月19日は地場産物を活用した献立を実施し、食に関する指導資料の作成・配布と栄養教諭等による指導を実施しています。
- ・令和5年4月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【改訂版 第2次】」の見直し
- ・令和5年6月、平成24年度から引き続き、年2回の「学校給食青果地産地消関係者協議会」を開催
- ・令和4年度より、学校給食費の公会計化を実施。これまで私会計で行っていた学校給食費会計を、公会計化することで、学校給食費会計の透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により児童・生徒と向き合う時間の確保を図りました。

(学校保健管理)

- ・特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒は増加傾向です。養護教諭をはじめ、教職員も特別支援についての研修を深め、より対応の充実を図っています。
- ・令和2・3年度は長欠児童生徒に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、出席停止となる児童生徒が多く、項目によっては定期健康診断を受けられない児童生徒が多くなっていましたが、対象学年で受診できなかった場合は次年度検診を受診に機会を設けるなどの対応をしています。
- ・教職員のストレスチェックを年に2回実施し、高ストレスと判定されたもののうち、医療機関での面接指導を希望する者に対し、医師を紹介し、受診を進めています。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(子どもの安全対策)

●通学路

・令和3年6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に、飲酒運転のトラックが突っ込んで児童 5 人が死傷した事故を受け、緊急の合同点検を実施し、危険個所のリストアップを行いました。令和4年には『佐世保市通学路交通安全プログラム』の中に子ども未来部を加え、学校から学童へ向かう通路についても上記プログラムの点検対象としました。

●学校安全・防災関係

・令和3年、文部科学省から「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」が示されたことや、「避難情報に関するガイドライン」が改定されたこと等を受け、各学校の実情に応じて危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の点検を行い、提出を求めました。市の防災危機管理局に点検をしてもらい、その指導の下に改善を行いました。

【課題】

(施設管理・改修)

・主に以下の3項目の情勢変化により、特に対応が必要となっています。

- ①行政管理財産・施設の一斉老朽化→管理総量の適正化の為の複合化・統合・廃止等の再編
(ex:世知原小体育館と地区公民館の複合化)
- ②地区の防災機能強化→災害時の学校施設の避難所機能を向上させる設備等の整備(ex:各校屋体周辺の多目的トイレ整備)
→学校施設の非構造部材の耐震化状況 100%(R5.4.1 時点)
- ③教育環境の向上→普通教室以外の特別教室空調整備(ex:各校理科・音楽室の空調整備)

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

- ・施設老朽化の進行→築年数が40年経過校舎の増加
Ex 校舎平均築年数
第2期(～R元年度)39.73年
第3期(～R5年度)43.73年
- ・求められる視点の多角化→防災機能の強化等
- ・投入資源のより一層の制約→手段の効率化(省力化)
Ex スマートロック、包括管理委託等導入
- ・児童生徒数の変化→ピーク時(昭和30年代)と比べ8割程に減少
- ・予防保全主体の年次計画に基づく施設の維持管理
- ・改築などによる施設老朽化への計画的対策
- ・新たなニーズに対応する環境改善(施設の質的向上)
- ・管理手法の最適化(運用面と管理面からの検討)

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(学校再編)

・児童生徒数の減少による学校規模の適正化・適正配置

(学校給食)

・学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきました。

・学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する実践的な指導の充実と、アレルギー対応の面においても「安全性最優先」確立に向け、アレルギー対応マニュアルに即した内容に対応できる調理設備の整備を進める必要があります。

・地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。

(学校給食費未納対策)

・学校給食費の公会計化に伴い、市で給食費の徴収を行うようになりましたが、残高不足で口座振替が不能となる方が多く、督促・催告を行っても未納のままとなるケースが多く発生しております。

・督促・催告を行っても未納のままとなっている方に対しては、教育総務課が法的手続きを行っております。今後も引き続き、教育総務課と連携し、未納対策を行っていく必要があります。

(学校保健管理)

・特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒が今後も増加することが予想され、養護教諭の果たす役割が大きくなると同時に、医療機関等外部の機関と連携をする必要性が高まっています。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

・令和2年度からの新型コロナウイルス感染症流行に伴い、なお一層の感染症対策への配慮が求められるようになりました。加えて、児童生徒へのメンタルヘルスケアの重要性もさらに高まっています。

・働き方改革が進む中でも、教職員は多様な児童生徒・保護者への対応、仕事の多忙感から生じるストレスは大きく、今後も教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。

(子どもの安全対策)

・児童生徒の事故が増加する中で、通学路の安全確保に関する取組としての『佐世保市通学路交通安全プログラム』により、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などが参加する合同点検を実施し、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(5) 高等・専門教育について

【主な取組事業】

(1) 高等・専門教育を受けるための環境の充実

- ① 奨学金充実事業
- ② 私立学校助成事業
- ③ 大学等支援事業

【第3期策定以降の情勢の変化等】

- ・高校等に関しては、国・県による教育費支援制度が拡充され、令和2年4月から授業料実質無償化となりました。
- ・高等教育に関しても、国による修学支援新制度が令和2年4月に施行されました。
- ・少子化の影響により生徒数の減少が顕著になっており、学校経営への影響が危惧されます。

【課題】

- ・奨学貸付金回収率は年々上昇傾向にあり、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持ができています。
- ・少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあるため、今後、制度の研究を進める必要があります。
- ・私立学校助成金については、見直しを行っております。

《第3期教育振興基本計画 振り返り資料》

2. 青少年を育む環境における現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

【第3期における主な取組事業】

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

- ① 共育推進事業(地域学校協働活動の推進)
- ② 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室の推進)
- ③ 地域未来塾事業
- ④ 家庭教育推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 小佐々中校区・早岐中校区に「地域未来塾」を開設

令和4年4月 金比良光海中校区・江迎中校区・木風小校区に「地域学校協働本部」を開設

令和5年4月 大塔小校区・潮見小校区・相浦西小(大崎分校)校区・宇久小中校区に「地域学校協働本部」を開設

《状況の推移》

・コロナ禍により、より一層希薄化した学校・家庭・地域のつながりや、その中での関わり合いから学ぶ子どもの気づきを深めるために、「学校支援会議等」や「佐世保市放課後子どもプラン」に基づき、地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室・地域未来塾の実施に取組を行い

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

ました。

《課題の振り返り》

・コロナ禍で減少した子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験を、放課後子ども教室を含めた地域学校協働活動の中で、少しずつ取り組む事ができました。

・地域学校協働活動を通して、子どもたちの地域への愛着及び自尊感情の育成、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育資源を活用した豊かな教育実践、保護者への家庭教育支援など、地域や家庭の教育力の向上に取り組ましました。

・校区外通学や、外国にルーツを持つ児童生徒が増加する中で、地域の人材の枠を校区外にまで広めることで、高い専門性が必要な地域未来塾等においても、必要な人材を確保し、効果的に支援することができました。

・子どもの養育に関する保護者の不安感・孤独感を少しでも軽減するべく、子育て講座を小学校入学説明会や授業参観時に合わせて実施したり、家庭教育講座をPTA総会、全校参観日等の行事に合わせて実施したりするなど、講座実施時に合わせてメディア安全指導員や、ながさきファミリープログラムファシリテーターを派遣しました。

【課題】

・子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足について、地域学校協働活動でもその解消に向けて、継続的に取り組む事が必要です。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

- ・学校と地域の連携をより深めるために、両者が目標を共有する必要があります。
- ・地域の負担を軽減する為、団体・組織内での担当・役割を整理する必要があります。
- ・パソコンやスマートフォンなどといった飛躍的に進化し続ける情報媒体との上手な付き合い方を学び、理解を深めてもらうため、今後も学校や家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(2) 青少年を健全に育成する環境づくりについて

【第3期における主な取組事業】

(1) 青少年育成団体等に対する支援を通じた活動促進

① 青少年教育事業

(2) 青少年の非行防止・環境浄化活動の促進

① 青少年非行防止推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年9月 「ネットパトロール」を開始

令和5年4月 補導担当職員を1名減員し、1名体制へ

《状況の推移》

・「ココロねっこ運動」について、市内団体に対する支援事業は廃止されました。

・補導委員の数が1名減となり、市中心部の巡回補導は、1日1回、週4回程度実施。地区補連は、高齢化及び後継者不足で、定数割れしています。白ポスト設置主体の県が白ポスト廃止の方向に向かっており、老朽化したポストの更新や増設は難しい状況です。

・ネット環境の普及は拡大し続け、スマホを所持している年齢も低年齢化しています。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

・闇バイトに中学生が関わる事件も発生しています。

【課題】

・非行は潜在化しており、補導活動では直接的に非行を止める事に結び付かないため、潜在的効果があっても、不要論に対抗するデータも存在していません。

・地区補導委員の高齢化が進み、後継者も見つけ難いことから定員割れにより一部の補導委員に負担が偏っています。

・白ポストも設置主体の県が廃止縮小の方針であり、どちらも、今後の必要性についての再検討が必要です。

・インターネット(SNS)やスマートフォンに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害者、あるいは加害者となる事件・事故が増加しています。

・ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書など、子どもの身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。

・少年犯罪の内容は低年齢化しており、中学生が SNS などを通じて、簡単に犯罪に加担する事件も増えています。また、そのような子も普段の生活からは気付けない事例が多くあります。

・子どもが事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携して見守っていく体制の強化が必要です。

《第3期教育振興基本計画 振り返り資料》

3.生涯学習における現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1)学習機会の充実について

【第3期における主な取組事業】

(1)主体的な生涯学習活動の推進

- ①生涯学習講師派遣事業
- ②生涯学習指導事務
- ③まちづくり促進事業補助金
- ④生涯学習推進補助金
- ⑤社会教育一般管理費(社会教育推進員に係る経費)
- ⑥英語シャワー事業(グローバル教育の推進)

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 「第三次佐世保市子ども読書プラン」策定

令和5年10月(予定) 市内の生涯学習情報(コミセン主催講座、サークル等、その他イベント)を集約した「まな Viva! させぼ」の内容を見直し、コミセン毎に諸情報を取りまとめたポータルページ「ぼすこみ」を開設

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・市民生活部と協議・検討を重ね、地域住民が地域の特色を活かしたまちづくりに向け主体的に活動できる場、及び生涯学習・社会教育を実現する場として活用できるよう、令和3年4月1日に「公立公民館」を「コミュニティセンター」へと移行しました。

・令和4年度にリーディングプロジェクト発足5年経過を踏まえ、関係各課と今後の方向性について協議・検討(グローバル教育に関する諸事業を引続き推進)しました。

・社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティが重要となってきました。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大し、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性が一層高まっています。

【課題】

・社会教育法第3条に言う「学びの成果を適切に生かすことのできる社会」の実現のためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み出す持続的な地域コミュニティの基盤形成へとつなげていくことが求められますが、社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂の実現とそれを支える地域づくりへの取り組みはより重要となってきました。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性も増大し、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性も一層高まっているため、生涯学習・社会教育の推進体制強化に、引き続き取り組んでいく必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(2) 拠点施設による生涯学習の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) コミュニティセンターの機能充実

- ① コミュニティセンター管理運営事業(コミュニティ・協働推進課)
- ② コミュニティセンター職員研修事業
- ③ コミュニティセンター主催講座

(2) 図書館の機能充実

- ① 図書館運営事業

(3) 科学分野の学習機会の提供

- ① 少年科学館事業

(4) 特性をいかした複合型施設の運用

- ① 総合教育センター事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 新型コロナウイルス感染症の影響により図書館完全休館

令和2年5月 吉井地区公民館移転(支所と複合化)オープン

令和2年9月 蔵書検索サービス「さぼんサーチ」提供開始

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

- 令和3年1月 宮地区公民館リニューアルオープン
 - 令和3年4月 公民館のコミュニティセンター移行(社会教育課公民館管理係は市民生活部コミュニティ・協働推進課に統合)
 - 令和3年10月 デジタル図書サービス「電子図書館」提供開始
 - 令和4年4月 図書館駐車場有料化開始
 - 令和4年4月 小佐々地区コミュニティセンター移転(支所等と複合化)オープン
 - 令和4年4月 世知原地区コミュニティセンター講堂オープン
 - 令和5年4月 図書のコミュニティセンター窓口での取り寄せ・返却受付開始
- ※まちなかコミュニティセンターを除く

【第3期策定以降の情勢の変化等】

(コミュニティ・協働推進課)

・公民館の管理・運営業務を所管していた「社会教育課公民館管理係」は「コミュニティ・協働推進課」へ統合し、社会教育に係る諸業務については引き続き、「社会教育課指導係」が所管し、事業を縮小させることなく諸施策を推進しました。

・活動の拠点となる各センターの老朽化の状況は継続しており、引き続き「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づき、対照施設の優先度を加味しながら、計画的な整備回収に取り組んでいます。

・令和6年度には黒島地区コミュニティセンターの建替工事に着手することから、耐震対策としては完了の見込みです。

(社会教育課)

・コロナ禍の影響により、図書に関する読み語りイベントや講演会の実施が困難になりました。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

【課題】

・各コミュニティセンター職員の資質向上を図るための研修・指導等を含め、生涯学習・社会教育に係る諸業務については「社会教育課」、施設の管理・運営については「コミュニティ・協働推進課」と2部局に所管がまたがる為、密接に連携・協力しながら、事業を縮小させることなく諸施策の推進に取り組んでいく必要があります。

・「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、市立図書館、学校図書館、各地区公民館図書室との連携や図書ボランティアの育成が重要となっています。

・アフターコロナにおける読み聞かせ活動やイベントの再開等を関係団体と連携しながら行います。

（少年科学館）

・新型コロナウイルス感染症の状況により、課題に対する十分な取組はできていません。

【課題】

・学年があがるにつれ、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。科学館来訪のきっかけづくりや魅力ある企画、さまざまな情報提供を行っていく必要があります。

・運営費不足により、効果的な事業展開のためには様々な工夫をしていく必要があります。

（総合教育センター）

・令和3年4月1日、清水地区公民館のコミュニティセンター化により、施設利用の幅が拡大されたが、施設管理への影響は特段発生して

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

いません。

・駐車場に関しては現在規定予算内での広場活用について検討中ですが、建物の経年や、物価上昇等による施設管理費等の増嵩、計画的なメンテナンスの検討が必要となっています。

【課題】

・総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区コミュニティセンター」という3つの教育機関からなり、各館独自の事業展開はもとより、複合施設の特性を生かした施設運営を行っていますが、施設の利用推進とともに施設の経年やゼロカーボンへの取組みを念頭においた計画的な施設の維持管理を進めていく必要があります。

(図書館)

・利用者数及び貸出冊数が減少しており、特に若年層の貸出冊数の減少が顕著に見られます。

・「西九州させば広域都市圏ビジョン」に基づく事業について、不参加自治体との連携が求められています。

・令和6年度市長部局へ移行することにより、他の文化施設と更なる連携が求められています。

・隣接する中央公園施設と連携し、利用者を増やす取り組みが求められています。

・施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が増加しているため、事務のDX化などによって効率的な運営を行う必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

【課題】

- ・利用者数及び貸出冊数が、減少傾向にあります。
- ・近隣の市町、市内公共施設及び民間施設と、更なる連携が求められています。
- ・施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が増加傾向であり、予算確保のため効率的な運営を行う必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(3)徳育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)徳育意識醸成のための情報発信による普及・啓発

①徳育推進事業(徳育運動の定着促進)

【主なできごと】※令和2年4月～

令和4年4月 佐世保徳育推進会議 設立10周年

令和4年10月 佐世保徳育推進会議 設立10周年記念式典の開催

令和5年3月 佐世保徳育推進会議 10周年記念誌の刊行

《状況の推移》

・令和4年度をもって「徳育推進のまちづくり宣言」の実施及び佐世保徳育推進会議の設立10周年を迎えるなど、長期にわたり徳育の普及・啓発に努めました。

・コロナ禍による対面行事の減少や人との繋がりが希薄になってきた昨今、相手のことを思いやる徳育の重要性をより一層広めていく必要があると考え、徳育推進カレンダーの全戸配布や徳育推進フォーラムのオンライン実施などを行い、徳育意識の啓発に継続的に取り組むことができました。

《課題の振り返り》

・一徳運動に取り組む団体等への働きかけに加え、まちなか徳育推進標語コンクールの実施や徳育推進フォーラムのオンライン実施を通し

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

て、市民全体への働きかけを行いました。

・市民の徳育に対する理解を深め、その裾野を広げていくために、今後も継続的な普及・啓発が必要です。

【課題】

・徳育に関する市民の理解を深めるため、市民の活動組織である「佐世保徳育推進会議」と連携し、まちなか徳育推進標語コンクールや徳育推進フォーラム等を通じた機運醸成に継続的に取り組むことが必要です。

●まちなか徳育推進標語コンクール 応募作品数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 応募総数 | 420 | 533 | 551 |

●徳育推進フォーラム(R2、R3はオンライン視聴回数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 189 | 181 | 584 |

《第3期教育振興基本計画 振り返り資料》

4 スポーツにおける現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1) スポーツ機会の充実について

【第3期における主な取組事業】

(1) 総合型地域スポーツクラブの普及・促進

① 総合型地域スポーツクラブ支援事業

(2) スポーツ大会の推進

① スポーツ大会推進事業

(3) 地域におけるスポーツ活動の活性化

① 地域スポーツ活動活性化事業

② スポーツ少年団事業

③ スポーツ行政一般管理事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和4年10月 「佐世保市スポーツ推進計画」策定(計画期間:令和5年度～令和10年度)

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・国において、令和4～令和8年度の5年間におけるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第3期スポーツ基本計

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

画」が策定されました。スポーツによる健康増進や地方創生の取組みにも大きな期待が集まっています。

・本市のスポーツ施策の方向性を明確にするため、令和4年10月「佐世保市スポーツ推進計画」を策定しました。

【課題】

・スポーツによるまちの賑わいづくりへの期待が高まっているものの、その効果を十分発揮するには、民間との連携や斬新なアイデアが求められます。

・健康とスポーツの関係には明らかなエビデンスがあり、個々人の自主性や、やる気を引き出す取組みが必要です。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(2)学校体育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)小学校体育授業の充実、中学校体育大会の開催、課外体育活動の活性化及び外部指導者の活用
(休日の部活動地域移行へ向けた取組)

- ①小学校体育推進事業
- ②中学校体育推進事業

(2)教職員の体育指導・技術の向上

- ①学校体育実技指導研修事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年12月 「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」策定

令和4年 4月 「佐世保市小学校体育大会」の終了

新規事業「小学校体育学習サポーター事業」開始

令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

令和5年 3月 「長崎県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・これまで佐世保市教育委員会においては、学校における児童生徒の運動やスポーツ推進のための方針が定められておらず、どのような方向性で事業を構築していくかという指針がありませんでした。そのため、文部科学省及びスポーツ庁が定める国の方針や学習指導要領等を踏まえるとともに、本市の児童生徒の現状分析を行って課題を抽出し、今後の学校におけるスポーツ推進の方針を策定することとしました。さらに、

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

この方針をもとに、既存事業の見直しを行い、新たな事業を再構築することとしました。

・小学校体育推進事業について、現在の事業の中には、児童生徒に対して直接的に働きかけ、運動のポイントやコツを指導するようなものはありません。そのため、専門的な指導力を持った指導者が、子どもたちに直接的に関わり、運動のコツやポイントを教えることで、それらの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせる指導を充実させるために、既存事業の「小学校体育大会」に代わり、「小学校体育学習サポーター事業」へ転換を行いました。

【課題】

・体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性があります。

・平成 20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。

・児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことができるように、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(3) 競技スポーツの振興について

【第3期における主な取組事業】

(1) 団体・個人の競技力の向上

- ① ジュニアスポーツ推進事業
- ② スポーツ関心向上事業
- ③ 体育スポーツ振興補助事業
- ④ スポーツ協会運営補助事業
- ⑤ 東京 2020 オリンピック等開催事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年4月1日付 (公財)佐世保市体育協会から、(公財)佐世保市スポーツ協会へ名称変更

令和3年5月 佐世保市で東京 2020 オリンピック聖火リレー開催

令和3年7月 ハンドボール・スペイン男子代表チームによる東京 2020 オリンピックの事前キャンプ実施

令和5年3月 「スペイン×佐世保市ハンドボール交流事業」実施

【課題】

・人口の推移に伴い、若者のスポーツ離れも相まって競技者人口も減少しています。

(佐世保市スポーツ協会 競技団体登録者数)

R 元年 33 団体 16,216 人 → R4 3 団体 14,549 人 △1,667 人

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

・一方、ジュニアから高齢者までの幅広い年代で様々な大会が実施されるものの、運営に必要な指導者や監督者、審判員等が不足している現状に鑑み、今後の大会等のあり方を再検討する時期に来ています。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(4)スポーツ施設の充実について

【第3期における主な取組事業】

(1)スポーツ施設の計画的な整備

- ①体育施設整備事業
- ②体育施設建設事業

(2)スポーツ施設の利用促進

- ①体育施設運営事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年3月 エビスが丘中央公園に屋外照明設備を設置し供用開始

【課題】

- ・令和6年度末までに、本市スポーツ施設の再編計画を策定予定としています。
- ・偏在化したスポーツ施設の適正な再配置について、利用率や利用者見込み等を検証し、一定の方向性を示す必要があります。
- ・限られた財源の中で、施設の老朽化に伴う不具合や社会的要求水準の変化(施設の機能向上)に対応するため、施設や機能等の取捨選択が必要です。

《第3期教育振興基本計画 振り返り資料》

5.人権における現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1)人権に関する啓発・教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)人権啓発・教育の推進

- ①人権啓発推進事業(人権男女共同参画課)
- ②教育集会所管理運営
- ③人権問題啓発

(2)人権擁護に対する協力・連携

- ①人権擁護関係事業(人権男女共同参画課)

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年 新型コロナウイルス感染症に関連した差別が問題となる

令和5年4月 「こども基本法」が施行

令和5年6月 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

《状況の推移》

教育集会所及び各地区コミュニティセンター等において、人権同和教育講演会及び講座等を実施し、人権意識の啓発を行いました。

【課題】

・依然として、性的マイノリティであることを理由とする差別、女性・子ども・高齢者・障がいのある人への差別、同和問題などの人権問題が存在しています。

・また、国際化や情報化の進展に伴い、外国人などに対する偏見やヘイトスピーチ、犯罪被害者に関する問題、インターネット上の人権侵害の深刻化、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの重大な人権侵害である犯罪も発生しています。

・教育集会所及び地域に根差したコミュニティセンターの主催講座で人権に関するものを盛り込むなど、行政側から継続して周知・啓発を推進していく必要があります。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(2)学校における人権教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1)人権・同和教育の推進

①人権教育推進事業

《状況の推移》

問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、子どもたち一人一人が心で感じる人権教育の継続的な取組が必要であるため、今後も人権教育の一層の充実を図ります。

【課題】

・各学校の実態や子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していますが、学校での問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、知識の習得にとどめず、子どもたち一人一人が差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等を感じる人権教育の継続的な取組が必要となります。

・家庭教育力の低下や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加は未だ深刻な状況です。

・インターネット(SNS)上のいじめや誹謗中傷などの人権侵害も発生しています。

・発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに取り組む実践力を身に付けさせることが重要です。そのため、他者の人権を尊重しようとする意識・意欲・態度を育み、身近な問題を取り上げて真剣に考え、解決を図っていくなど、人権教育の一層の充実を

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

図り、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

《第3期教育振興基本計画 振り返り資料》

6 文化財における現状と課題

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

(1) 歴史文化の保存・活用・継承について

【第3期における主な取組事業】

(1) 文化財の調査・保護・活用及び伝統文化の保護と育成

- ① 文化財の調査・保護・活用事業
- ② 福井洞窟整備・発掘事業
- ③ 世界遺産登録推進事業
- ④ 針尾送信所保存整備事業

(2) 文化財の情報発信

- ① 文化財展示施設等管理運営事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年9月 「福井洞窟出土品」国重要文化財指定

令和2年12月 「西海橋」国重要指定文化財指定

令和3年4月 福井洞窟ミュージアム開館

令和3年6月 「観潮橋」国登録有形文化財登録

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

令和4年3月 「樋口橋」県有形文化財指定
令和4年3月 小佐々郷土館閉館
令和5年2月 「鬼塚古墳」県史跡指定
令和5年2月 「鬼塚古墳出土遺物一括」県有形文化財指定

【課題】

・急激な少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化により、地域の貴重な文化財が失われつつあります。このような中で、地域の文化財を適切に次世代に継承するため、平成31年4月に施行された文化財保護法の改正などを踏まえ、これからの時代にあった地域における文化財の保存・活用に関するマスタープランである「佐世保市文化財保存活用地域計画」について令和7年度の策定に向けて取り組んでいきます。

・保護対象となる文化財が著しく増加しており、出土遺物等は市内各所の空きスペースに分散して収蔵している状況があります。また、旧町などに所在する文化財展示施設の老朽化と固定化した展示により、来館者が年々減少する傾向にあり、施設再編や展示の見直しが必要となっています。このようなことから、これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行うなど、収蔵・展示機能のあり方について検討が必要です。

・郷土の文化財への愛着や保護意識の高揚を図るため、地域の特色のある文化財について、継続的に調査研究を行い、その成果を分かりやすく周知啓発することが必要です。また、これら文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されており、効果的な活用について検討しながら、政府が推進するインバウンドや多文化共生も踏まえた文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信することが必要です。

第3期における主な取組事業、第3期策定以降の主なできごと、情勢の変化等

第4期に向けての課題

・特に世界遺産「黒島の集落」や日本遺産「鎮守府・佐世保」「日本磁器のふるさと肥前・三川内焼」について、関係者や関係機関と連携しながら、適切な保存・管理に努めるとともに、機会をとらえてその価値などを広く情報発信し、保護意識の醸成や地域活性化につなげていく必要があります。中でも日本遺産「鎮守府・佐世保」については、ガイダンス施設として「させぼ立神近代化歴史公園」の整備を行います。